

発達障害者の困難を取り除く
＜私たち＞の合理的配慮

山田 恵里

目次

はじめに

1. 発達障害者への合理的配慮
 1. 1 発達障害者への合理的配慮とは
 1. 2 合理的配慮と私たちの「配慮」

2. 発達障害当事者との「対話」の必要性
 2. 1 研究の概要
 2. 2 発達障害当事者の困難
 2. 2. 1 発達障害当事者の困難
 2. 2. 2 「暗黙のルールが分からない」という困難
 2. 2. 3 「管理ができない」という困難
 2. 2. 4 その他の困難
 2. 3 発達障害当事者が望む「配慮」
 2. 3. 1 ハウツー的配慮
 2. 3. 2 不要な配慮
 2. 3. 3 寄り添う配慮
 2. 4 発達障害当事者との「対話」の必要性

3. 発達障害者の困難を取り除く＜私たち＞の合理的配慮
 3. 1 発達障害者への「配慮」と＜私たち＞
 3. 2 発達障害者の困難を取り除く＜私たち＞の合理的配慮

おわりに

参考・引用文献

はじめに

高校時代からの友人に、自分には発達障害があると打ち明けられた。彼女から、どのような障害で、どのような悩みがあるのかを聞いていく中で、私は彼女に対してどのような姿勢であるべきなのだろうかと疑問をもった。彼女の話否定せず受け止める。大変な思いをしていたんだねと認める。それはもちろん重要だ。しかし、それだけではいけないような気がした。私自身の働きかけは必要なのだろうか。必要だとしたら、何をすれば良いのだろうか。

発達障害は目に見えないからこそ、どのようなものなのかイメージをすることが難しい。発達障害の特性については勉強をして知っているつもりだった。しかし、実際にその当事者と対した時、戸惑いを隠せなかった。

現在「合理的配慮」という考え方が生まれ、個々の場面における障害者の社会的障壁を除去する対応が必要となった。しかし合理的配慮の意義・必要性をまず理解したとしても、実際に発達障害者に関わる際には、私を感じたような「戸惑い」を感じる人は多いのではないだろうか。この「戸惑い」を抱えたままでは、合理的配慮を適切に提供することは難しい。「戸惑い」はおそらく私たちの発達障害者への無理解から生じている。また、その理解は単に教科書から得る知識だけでできるものではない。それでは、私たちはどのように無理解による「戸惑い」を解消し、その上で、発達障害者へどのような合理的配慮の姿勢を持つべきなのだろうか。

本論文では、発達障害者への合理的配慮をどのようにして行うべきかを探ることを目的とする。そして、合理的配慮の提供義務者ではなく、普通の健常者である<私たち>の合理的配慮へのあるべき姿勢に焦点を当てて考えることとする。その手段として、発達障害当事者4人へのインタビューを行い、彼らはどのような困難を抱えていて、どのような配慮を必要としているのか、という質問への回答を分析する。

1章では、「合理的配慮」の定義を取り上げた上で、発達障害者への合理的配慮とはどのようなものなのかを考える。2章では、インタビューによる当事者の理解を通じて、合理的配慮に際して持つべき姿勢を考える。そして3章で、なぜ<私たち>が合理的配慮を行うべきなのかを確認した上で、<私たち>の発達障害者への合理的配慮はどうあるべきかを検討する。

1. 発達障害者への合理的配慮

1. 1 発達障害者への合理的配慮とは

2013年の障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正により、「合理的配慮」という概念が生まれた。合理的配慮は、行政機関には法的義務、事業主には努力義務が課されている。それにより現在、特に教育や雇用の場面で、どのような合理的配慮が必要なのが模索され、その新しい概念が注目されている。

合理的配慮は、平成29年度版障害者白書（以下、障害者白書）によると、「障害者やその家族、介助者等、コミュニケーションを支援する人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うこと」¹と説明されている。

雇用の場面において、身体障害者は適切な環境が提供されれば、多くの人がその能力を発揮することが可能だ。それに対し、発達障害者は知的能力が十分にあったとしても、認知に歪みがあったり、コミュニケーションに難があったりすることで、その能力を発揮しがたいことがある。身体障害者への合理的配慮のほとんどは、車いすユーザーであればスロープやエレベーターの設置といったような、物質的な環境の変化を行うものであり、合理的配慮の提供義務者にとって分かりやすいものである。しかし発達障害者への合理的配慮は、物質的環境の変化のみではなく、指示やルールに関することなど周囲の働きかけが必要とされることが多い。提供義務者にとっては具体的にどうすればいいのか分かりづらいというのが現実だ。そのような発達障害者への合理的配慮をどのように捉え、どのように提供をしていけば良いのだろうか。

湯汲英史（坂爪・湯汲編 2015:24-26,36-41）は発達障害者への合理的配慮の適切な提供について、様々な方法を挙げている。それらをまとめると、大きく、Ⅰ物理的配慮、Ⅱ環境や雰囲気への配慮、Ⅲかかわり方への配慮、Ⅳ共感と差異、Ⅴコミュニケーションへの配慮の5つがあり、さらにその分類の中で具体的な方法の説明がなされている。それを少し取り上げると、Ⅰ物理的配慮では、「感覚の過敏さや鈍感さがあり、聴覚過敏であればイヤーマフなどを用いる」、Ⅱ環境や雰囲気への配慮では、「適応能力に課題を持つため、環境の変化を少なくしたり、変化する前に説明したりする」、Ⅲかかわり方への配慮では、「感情を入れずに、冷静に事実を指摘する」、Ⅳ共感と差異では、「答えやすい話の仕方をする・相手の

¹ 内閣府『平成29年度版障害者白書』

http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h29hakusho/gaiyou/h03_01.html
(2017.12.21)

回答を待つ」、Vコミュニケーションへの配慮では、「婉曲で間接的な表現は理解しにくいため、ストレートな表現を心がける」、などというように詳細に配慮の提供方法について説明している。確かにこのように発達障害の特性による困難とその対応法を知ることは、彼らへの合理的配慮を行うに際して大きなヒントになるだろう。

しかしこのように、「発達障害者の困難は、〇〇という特性によってであって、その場合には△△という対処法が有効だ」という枠組みをもって当事者を見ることには問題があるのではないか。このような枠組みのみで捉えてしまうと、ある困難が表出した場合において、その原因を一つに固定し、当事者を置き去りにして、「合理的配慮」を行っているつもりになってしまう危険性があるからだ。合理的配慮において本当に大切なのは、当事者のニーズを捉えるために、本人の言葉に耳を傾けることである。

川島・星加（川島ほか 2016:2）が指摘するところによると、まず合理的配慮には3つの要素がある。それは行政機関等及び事業者が「①個々の場面における障害者個人のニーズに応じて、②過重負担を伴わない範囲で、③社会的障壁を除去すること」だ。今までのバリアフリーという考え方では、障害の種類によって分けられてはいるものの、障害者という「集団」に対してのものであった。それに対し合理的配慮の考え方では、「①個々の場面における障害者個人のニーズに応じ」ること、とされており、障害による一人一人の異なる困難に目を向ける考え方になっている。

さらに障害者差別解消法に基づく基本方針等には、合理的配慮は「障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、『(2) 過重な負担の基本的な考え方』に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるもの。さらに、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうるもの」²という説明も挙げられている。

先ほどの①～③を満たすためには「双方の建設的対話による相互理解」を通じて「柔軟な対応」をすることとなっている。障害者は「建設的対話」によって「相手側のさじかげんで、『思いやり』の発露としてなされるものではなく、(中略)自分自身が現に今困っていることを表明し、その解決を求めてよい」（川島ほか 2016:6）ことになる。

つまり、提供側が相手の特性を判断しハウツーに従って配慮をすることは、結果的にうまくいったとしても、本当の「合理的配慮」となるわけではない。しかもそれは提供側の「さじかげんで、『思いやり』の発露」としてなされる可能性があり、相手側の意思を汲み取ったものになっているか疑問を持たざるをえない。それでは、発達障害当事者の意思を尊重した「本当の」合理的配慮はどのようになされるべきなのだろうか。

² 厚生労働省『障害者差別解消法に基づく基本方針等』
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/02/dl/tp0219-15-05p.pdf> (2017.12.21)

1. 2 合理的配慮と私たちの「配慮」

合理的配慮を提供する義務があるのは、行政機関や事業主とされている。しかし、特に、指示やルールの変更などを必要とする発達障害者への合理的配慮の提供には、提供義務者だけでなく、その環境にいる人間によってその措置が実行されることを見落としてはならない。合理的配慮指針は「合理的配慮の提供が円滑になされるようにするという観点で踏まえ、障害者も共に働く一人の労働者であるとの認識の下、事業主や同じ職場で働く者が障害の特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要である」³と示している。障害者が働く職場において、事業主が当人のニーズに応じた合理的配慮に基づく装置を配置した（前節①）ところで、実際には「同じ職場で働く者」の理解が乏しければ社会的障壁を除去（③）したことにはならない。例えば、車いすユーザーのための空間を作ることにより職場環境の変化の影響を受けるのは「同じ職場で働く者」であり、曖昧な概念の理解が難しいという特性をもつ発達障害者への適切な指示を行わなければならないのも「同じ職場で働く者」だ。

このように提供義務のある事業主による合理的配慮により、直接障害者に関わることになるのは「同じ職場で働く者」、つまり「普通の」健常者である。義務としてある「合理的配慮」には、その当事者の周りの私たちの、義務としてではない、しかし行うべき「配慮」が不可欠であり、そこを抜きにして考えることはできない。それでは、私たちは発達障害者への「配慮」を行うためにはどのような姿勢が必要なのだろうか。

ここで私たちのあるべき姿勢について考えるにあたって、注目しなければならないのは、障害の種類によって圧倒的に私たちの理解度は違うということである。脳性麻痺で車いすユーザーである熊谷晋一郎は、「車いすがコミュニケーションのハードルを下げる」と述べている。彼は自閉症スペクトラムの当事者である綾屋紗月と学生食堂に行った際の出来事を例として挙げている。その食堂では階段を上がった先に券売機があるため、車いすユーザーである熊谷は食券を買わずに配膳コーナーで直接注文したが、綾屋は券売機まで行ったものの「感覚飽和」によって何を選べばよいか分からず、結局何も注文できぬまま戻ってきたそうだ。ここで熊谷は、「私の場合は電動車いすに乗っているという視覚情報によって、食券を買えないことが一目瞭然であるため、おばちゃんも得心して動ける。すりあわせに難が生じないのである。一方綾屋さんの場合、一見してなぜ食券が買えないのか見えない。（中略）この障害についての知識を共有していないために、おばちゃんという環境要素とすりあわせがうまくいかないのである」（綾屋・熊谷 2008:198-199）と、見える障害と見えない障害による周りの対応の差を指摘した。このように同じ場において、合理的配慮（それぞれ必要な配慮は異なるが）が必要となる 2 人でも、障害の種類によってその場で

³ 厚生労働省『合理的配慮指針』

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukoureis-hougaikoyoutaisakubu-shougaishakoyoutaisakuka/0000078976.pdf> (2017.12.21)

の配慮を受けられるか受けられないかが変わってくるのだ。

この状況においては、熊谷は自らせずとも勝手に自己の障害が開示されており、綾屋は開示されていない。それによって「食堂のおばちゃん」の対応が違ってくるということであつた。しかし、もし綾屋のような見えない障害である発達障害を持つ人が、自身の障害を開示した上で、合理的配慮を求めた場合にも同じようなことが起こるのではないかと私は考える。

例えば、車いすユーザーが「机で作業するために自分に合った高さの机を使いたい」と言えば、聞き手は「車いすと他の従業員用のいすでは高さが異なるので、当人に合った机を用意するのが適切だ」とイメージがしやすく、簡単に納得がいき、その要請を受け入れることができると思う。しかし、発達障害者が自己の障害を開示したうえで、「自分は婉曲で間接的な表現は理解しにくいいため、ストレートな表現で話をしてください（前節V）」と言った場合、私たちはパッとそのイメージをすることは難しいのではないだろうか。なんで婉曲的だと分からないのだろう、どの程度具体的にすればいいのだろう…。そのような要請を尊重しなければならないのは分かるし、障害の特性やそれへの対処法に関する知識を得たとしても、「健常者」としての私たちの感覚として全く困惑がないとは言えないだろう。ここにおいて、障害の種類によっての理解度の差、言い換えればイメージがしやすいかどうかの差が、配慮の適切な提供に影響することが分かる。

発達障害者には、前節で紹介した湯汲が述べているように、「婉曲で間接的な表現は理解しにくい（V）」や「感覚の過敏さや鈍感さがある（I）」、「適応能力に課題を持つ（II）」などのような特性があるとされている。発達障害について学んだ人は基本的にこのような特性を発達障害者が持っているという前提で彼らを見ることになるだろう。その時、「自分は婉曲で間接的な表現は理解しにくいいため、ストレートな表現で話をしてください」という配慮の要請を、「ああ、本当に勉強したとおり、そういう特性があるんだね」と了解して、その場面におけるいわゆるハウツーに従って配慮したとする。それは本当にその人が望む配慮なのだろうか。

発達障害者の特性を知り、その枠組みで彼らを見ることは、たしかに私たちとしては「楽」な方法だと言えるだろう。障害による困難を、自身ではイメージができず得心がなかなかあったのをスルーして、枠組みを利用することで分かった気になれる。その困難に関して思考停止していても、配慮を機械的に行うことはできる。しかし、そのような枠組みを利用することは、彼ら一人一人の存在を見えなくする。そして自分の思い込みを押し付ける「配慮」は、本当に彼らの望む配慮になっていない可能性がある。

合理的配慮には「①個々の場面における障害者個人のニーズに応じ」るために、障害者と配慮提供者の間での「建設的対話」が必要だとされている。これは私たちの「配慮」にも、当事者との「対話」が必要だということだ。発達障害の特性を知ることだけでなく、発達障害当事者との「対話」をしていくことで、今まで自分の感覚では理解できなかった彼らの困難に気づき、枠組みを超えた彼ら一人一人に合った適切な「配慮」について考え

ることができるのではないだろうか。

2. 発達障害当事者との「対話」の必要性

2. 1 研究の概要

前章で、私たちが行うべき発達障害者への「配慮」には、障害の特性への理解だけでなく当事者との「対話」が必要であると述べた。この章では発達障害当事者へのインタビューを通して、「対話」の必要性を確認したいと思う。

発達障害当事者4人に1時間の半構造化インタビューを行った⁴。Aさん（43歳、男性）はASDとADHDの傾向があり、またLDの傾向もあるかもしれないと言っている。大関さん（45歳、男性）はASDとADHDを持ち、加茂谷さん（47歳、女性）はADHDを持つ。宮澤さん（45歳、女性）はADHDがあり、また、統合失調症の診断ももらったがそれには自認がないと言う。

まず彼らにどのような困難を感じているのか、またその際どのような感情を抱くかを聞いていく（2節）。そして、彼ら自身が望む配慮についても聞き（3節）、私たちは彼らの困難をどのように理解すれば良いのか、またどのように「配慮」を捉え行っていくべきかを、「対話」の中から探っていく。

2. 2 発達障害当事者の困難

2. 2. 1 発達障害当事者の困難

インタビューを行った発達障害当事者の4人は自分自身の困難として以下のものを挙げている。

Aさん

- ・暗黙のルールが分からない
- ・物忘れが多い
- ・「文章を書く時に意味が分からない文になってしまう」⁵

⁴ 大関さん・加茂谷さん・宮澤さんは、大人の発達障害当事者のためのピアサポートを行っている団体、Necco カフェのピアサポーターである。3人とも本名を出すことを希望したので、本名で紹介する。また、Aさんは匿名を希望したのでこのように紹介する。なお発言内容に関しては本人のチェックを受け、許可を得ている。

⁵ 本人の表現をそのまま使用。相手に内容を伝えられる文にならない。また、その文を自分で読み直しても意味が分からない。

大関さん

- ・「言葉の意味をそのまま受け取ってしまう」⁶
- ・物忘れが多い

加茂谷さん

- ・片付けができない
- ・遅刻癖
- ・物忘れが多い

宮澤さん

- ・その場に合わない言動をしてしまう
- ・声のボリュームの調整ができない⁷
- ・片付けができない
- ・物忘れが多い
- ・意識がそれる・過集中⁸

彼らが挙げたこれらの困難を発達障害による困難として捉え、3つの群に分類した上で紹介し、分析をしていく。それぞれの群における共通性については後の項で説明することとする。まず、「暗黙のルールが分からない」・「言葉の意味をそのまま受け取ってしまう」・「その場に合わない言動をしてしまう」という困難を<暗黙のルールが分からない>群とする。さらに、「物忘れが多い」・「遅刻癖」・「片付けができない」という困難を<管理ができない>群とする。そして、共通性が見られなかった「文章を書く時に意味が分からない文になってしまう」・「声のボリュームの調整ができない」・「意識がそれる・過集中」を<その他>群とする。以下、その群ごとに、どのような困難があるのか、その際にどのような感情を抱くのかという質問に対する回答を紹介し、当事者の困難を私たちはどのように理解すべきかを考えていく。

2. 2. 2 「暗黙のルールが分からない」という困難

Aさんは「暗黙のルールが分からない」、大関さんは「言葉の意味をそのまま受け取ってしまう」、宮澤さんは「その場に合わない言動をしてしまう」という困難があると言った。これらの困難には、周囲が共有している、言語化されていないルールを理解しておらず守られていないという共通点が見られる。よってこれを<暗黙のルールが分からない>群とし

⁶ 本人の表現をそのまま使用。具体的には、「黒板を消す」を「『黒板という物質』を『その空間から』消す」と勘違いしてしまうということなど。

⁷ どのような場でも人より大きい声で話してしまう。

⁸ 一つの作業をしている際に他に気付いたことがあるとそちらに気が移ってしまう。疲れていることに気付かぬまま、ずっと作業に集中してしまう。

て捉え、彼らの困難を取り上げていく。

大関さんは特に幼少期から青年期にかけて特にこの困難を感じたそうだ。それに関して例えば以下のような体験があると語った。

日直ってありますよね。その時に「黒板消しといて」って言われて、固まっちゃうんですね。1時間位立ち尽くして、先生が来て「何してんの？」って言われて、「黒板をどう消せばいいのか分からない」と。「黒板消しを使って、文字を消すんだよ」って言われて初めて分かったんです。

現在はここまではないものの、最近も以下のような経験をしたと言う。

先日下のカフェ（Necco カフェ）でお客様に「メニューありますか？」って言われて「はい、ここ（メニューの在りかを示して）にありますよ」って言ってから、すぐ10秒くらい固まっていたんですね。お客様の意図っていうのは「メニューを見せてもらえないか」っていうことなんですけど、その意味のまま取ってしまって分からなかった。

自閉症の当事者であるニキ・リンコも同じような体験を語っており、それに関して「どうやら、私たちはこぼしている情報があるんですね。定型発達の人が『このくらいの情報受け取っているのは当然だろう』と決めつけている情報をこぼしていることがある」（ニキ・藤家 2004:200）と述べている。ニキが『『このくらいの情報受け取っているのは当然だろう』と決めつけている情報』と表現しているものこそ、「暗黙のルール」というものであろう。

先ほどの「黒板消しといて」も「メニューありますか？」も、その伝えたい意図を完全に言葉にして表せば、「黒板の『文字を』『黒板消しを使って』消しといて」・「メニューはありますか？『もしあれば、持ってきていただけますか？』」、であるはずだ。私たちは言葉そのものの意味だけでなく、暗黙のルールに従った判断で意味を補い、言葉を理解していることが分かる。

考えてみれば、私たちはそのルールをどこで学んだのだろうか。おそらく「〇〇の場合に△△と言われたら□□という意味である」と直接言葉で示されて覚えたわけではない。成長のどこかの段階でその概念を気付かぬうちに習得していったのだろう。自然に身に着けたものであるがゆえに、私たちは「言葉の意味をそのまま受け取ってしまうこと」、つまり「暗黙のルールが分からない」という感覚を理解できないのだ。

大関さんの挙げた「暗黙のルールが分からない」という困難は言葉そのものの使い方に関するものであった。これが理解できなければ、仕事において指示なども受け取れず、支障をきたすだろう。そのため、日常生活においてはある程度の対処が必要であると思われる。しかし、Aさん・宮澤さんが挙げた、いわゆる「空気が読めない」という意味での「暗

黙のルールが分からない」ことに関しては、多数派の論理に合わせるような対処は必要なのだろうか。

宮澤さんは、自らの困難に関して以下のように述べている。

こういうことは普通言っちゃいけないだろうとか、普通そんなことしないよね、言わないよね、逆にやるよねとかっていうことの逆をやってしまうことが多いんですよね。周りの人に「え、そこでそれ？」っていう違和感を持たれてしまうことが私は結構あります。

そして、そのような経験の一つの例として次のようなものを挙げている。

私、会社でOLをやっていた時に、「〇〇のブランドの新色が出た」とかって話題で、皆は「買ったの？かわいい！」とかトイレで話してて、そこで私が「えー、化粧品なんて100円ショップで良くない？」とか言っちゃうんですよ。「ブランドのバッグを彼に買ってもらったの！」「すごい！」とかって皆が話してる時に、「えー、そんなの全然可愛くない。そんなのいやだ。私のやつの方が可愛くない？」とか私は言っちゃうんですよ。だから周りがしーんとして。「私余計なこと言った？」ってさらにそこまで言っちゃって。それで（周りは自分に対して）「何こいつ」ってなっちゃって、それで「何こいつって皆が思っているから帰る！」ってことまで言っちゃうんですよ。本当に嫌われ者。

例えば、この場面における暗黙のルールは「新色の化粧品やブランドのバッグを持っているという話題になったら、『かわいい』とか『すごい』と褒めておけば浮くことはない」ということだ。実際にはその対象を「かわいい」「すごい」と思っていなくとも、その相手との関係を良好に保つためにお世辞を使うことを私たちの多くは選ぶだろう。このようなお世辞を使わなければならない場面は多くある。しかし、これは本当に「良い」ことなのだろうか。

私たちはコミュニケーションをする際に、ある「フィルター」を通して言葉を発していると思う。対象を「別にかわいくないな」と思ったとしても、「そんなこと言ってはいけないな、褒めておこう」というフィルターによって言葉を変え、それを口に出す。しかし、「かわいくないな」という感情自体は実際に存在するものとしてある。それがフィルターを通らなかつただけなのである。このフィルターを構成するのが「暗黙のルール」であろう。私自身も、好きでもない俳優を「この人かっこいいよね」なんて友人に言われたら、「好きじゃないけど、そう言ったら可哀想だな、かっこいいって言うておこう」というフィルターを通して相手に合わせてしまうことがある。しかもこのフィルターにはある程度のパターン（「お世辞は言うておいた方が多いことが多い」など）はあるが、しかしそのパターンが使えない場面が出てくることもある。例えば、その会話が続いて「この人の出たドラマ観た？」と言われたとしたら、自分は観ていなかった時、「興味ないことがばれないかな、

それなら最初から興味ないって言うておいた方が楽かな」とか、「自分は顔に出やすい質だから、お世辞を言った時に顔がひきつってしまわないかな」などという情報もフィルターに追加されたりする。このようなフィルターを通す作業を瞬時に行わなければならないということに自分自身うんざりしてしまう。こう考えると、フィルターを通す作業は私たちにとって重荷であり、それをしなくて済む彼らはむしろうらやましい存在であり、非難するようなことではないのかもしれない。少なくとも宮澤さんは、「(お世辞を言わずに、本音を) 言うて何が悪いのって感じ」、「私はちょっと違う目立つ自分が好きっていう。良い意味でも悪い意味でも。自分だけ違うことがちょっと嬉しいんですよ。マイナスでもです」と述べている。

私たちは、暗黙のルールが分からないという発達障害者の困難を、当事者側だけの問題であると考えてしまう。しかし綾屋(石原編 2013:205-206)は、その困難は「本人の内面で起きている現象というよりも、外から判断しうる、見かけの特徴にすぎない(中略)。コミュニケーションのすれ違いはあくまでも両者の『間』に生じるもののはずなのに、なぜコミュニケーションのすれ違いを一方の障害のせいにするのだろう」と述べている。たしかに、フィルターを通さずに伝えられた言葉に違和感を持つことはあるだろう。しかし、それを「両者の『間』に生じ」た問題だとは捉えずに、できない発達障害者が悪い、と「フィルターを使わなければならない」私たちが正しいとするのはおかしいのではないか。

もし、生じたすれ違いを発達障害者のせいだと見た時に、私たちは彼らに私たちの論理を理解するように促すこともあるかもしれない。しかし、そのような働きかけをなされることについてAさんは以下のように述べる。

さんざん(周囲に合わせるように直せと)言われたけど直しようがないわけですよ。だってもともとそういう頭だからね。その思考の仕方っていうのが生まれた時からそうだから、変える事はできないわけですよ。

(〇〇という暗黙のルールがあるという説明を受けたら)言うてことは分かるんだけど、何をもって言うてるのが分からないわけですよ。何をもって言うているのが分からないのと、同じことの繰り返しになるわけですよ。だからあんまり言われてもしょうがない気がする。説明されてもその裏にある根拠とか、本質的に言いたいことっていうのが分からないんじゃないかなっていう気がする。例えばその話の裏には「それを言うと人が傷つく」とかっていうのがあったりすると思うんだけど、そこまで考えが至らないわけですよ。

このように、たとえ周囲が暗黙のルールを理解させようと説明したところで、完全にその意味を理解できるものではなく、知ったからと言って対応ができるとは限らない。暗黙のルールが分からないからと言って、そのルールを分からせることが必要なのか。先ほど述べた、フィルターを通す作業をわざわざ行っている私たち自体が、考えてみれば不自然な

あり方なのかもしれない。多数派の環境の中では発達障害者が「暗黙のルールが分からない」ことは困難として捉えられる。しかし、多数派の私たちが「暗黙のルールを守る」ということは周囲との協調のために遂行しているにすぎず、重荷となることもある。むしろ暗黙のルールを「守らなければならない」ことは、私たち多数派の「困難」なのではないか。

2. 2. 3 「管理ができない」という困難

Aさん・大関さん・加茂谷さん・宮澤さんの4人ともが「物忘れが多い」という困難がある。そして加茂谷さん・宮澤さんは「片付けができない」、さらに加茂谷さんは「遅刻癖」があると言う。これらの困難には、物・時間・情報（会話や約束など）の「管理」がうまくできていないという共通点が見られる。よってこれを＜管理ができない＞群として捉えることとする。

「物忘れが多い」ことに関して、Aさんは「言われたことは10分もしたら忘れてる」、大関さんは「1日に5,6回携帯をどこかに失くしてきたりとか、どっかに置いてきたりとかありますね」と語っており、加茂谷さんは「人と会話していても、『あの時こうだったよね』って言われても、『あーそうだったっけ？』って」、宮澤さんは「鍵とか携帯とか物を失くす。忘れないようにメモをしたそのメモも、どっかに失くす」と語っている。彼らはそれぞれ、携帯を失くさないように首からストラップで提げたり、大切なことはメモや携帯に書き留めておいたり、と工夫しているが、それでもカバーしきれない部分はある、現在でも物忘れには困らされていると述べていた。

この困難に関して加茂谷さんは、それによって相手を困らせてしまった経験を挙げている。

会話でいつも相手に悪いことしちゃう感じで。昔の彼氏に「〇〇に旅行行った時に△△だったよね」って言われて「そうだったっけ？」みたいな。「君はなんでも忘れてしまうから悲しいな」とかって言われたり。

彼女の話を聞き、物忘れによって自分が困るだけでなく、相手を傷つけてしまうことがあり、その困難が人間関係にも影響してくることを気付かされた。確かに、遅刻をしたり、約束を忘れてしまったり、やらなければならない仕事をし忘れていたりなどということがあれば、相手の信用を損なうことになるだろう。また、片付けられないといった特徴は「だらしない」と取られ、努力が足りないと思われてしまうかもしれない。

そして、同じように「物忘れが多い」や「片付けができない」困難を持つ宮澤さんは以下のように様々な否定的な感情を抱くと言う。

私は自分に対する怒りがあって、「なんでこんなこと（もできないの?）」って自分を軽蔑す

る。そんなこともできない自分はダメ、みたいな。それで最後の最後に悲しい気持ちになる。「私、ほんとにダメだ」みたいな、ネガティブな。でも私、1番強いのは怒りの感情ですね。自分に対する不甲斐なさとか。逆に何も感じない時っていうのもありますよね。もう真っ白になるっていうか「あー」って言うだけ。それ以上でもそれ以下でもない、混乱って言うのかな、パニック？放心状態か。

それに対し、加茂谷さんは以下のような感情を抱いていたようだ。

私は怒りとかはなくて。例えば、その片付けられない時に「あー、もうやだなあ」とか。まあ確かに自分のことを、できないし、やる気になんないし、ダメなやつって言う感じ。

このように、2人は「怒り」という感情に関しては違えど、同じように「自分はダメだ」と思い、自分を責め続けていたという。

私の感覚的な話にはなってしまうが、ASDを持つAさん・大関さんは接した際に、独特な雰囲気を持ち主だなと感じた。しかし、ADHDを持つ加茂谷さん・宮澤さんと話した際にはそのような印象は受けず、「普通の人」だと感じた。かえってこのことがより彼女らの困難を困難たらしめているのではないだろうか。

時間を守るとか、身の周りは整頓するとかということは、小さい頃からずっと教えられてきたことであるし、少なくとも大人としては当たり前のマナーとされている。そしておそらく、「どこか変わって見える人」がそのマナーから外れることをした場合と、一見「普通の人」が同じことをしてしまった時とでは私たちの感じ方は違う。一見「普通の人」であれば、少なくとも世間的に必要とされているレベル・自分たちと同じくらいのレベルを求めてしまうだろう。しかもそれはあたかも「努力すればできるはず」だと思ってしまう。

この、「管理ができない」という困難に関しては特に、障害によってできないのか、ある程度の怠慢がそうさせているのか、ADHDという障害の概念抜きで外側から見分けるのは難しいように思う。前項の「暗黙のルールが分からない」という困難については、私たちのほとんどは「ルールが分からない」状態にはないことが多い。経験をしていないがゆえに、彼らの感覚を別物として考えるのかもしれない。しかし、「遅刻」などに関しては、私たちの多くが経験している。そしてそれは自分がうっかり寝坊したなどという怠慢の結果であったりする。その経験によって「遅刻＝怠慢」であり、「寝坊しないようにしっかり自分を律すれば必ず遅刻しないようになれる」と完全に頭にインプットされているのである。だから「怠慢」や「努力不足」としてしか「遅刻」などを認識できない。「これが本当に努力とは関係なくできない人がいる」という認識を頭の隅にでも持っていなければ、その困難への理解はできないだろう。

2. 2. 4 その他の困難

文章を書く時に意味が分からない文になってしまう

Aさんは実際に口で説明する分には、内容を伝えることはできるが、文章で書くと意味の伝わらない文になってしまうと言う。また、何を伝えようとしていたのかも、後で読み直しても自分自身よく分からなくなってしまうそうだ。それについて次のように語っている。

僕が高校の時、国語は偏差値で言うと55くらいだったんだけど、それだと医学部の私学に入れるレベルなんですよ。それくらいは何もしなくても取れていたわけだけど、小論文だと40くらいなんだよね。「意味が分からない」ってコメント書かれちゃうわけですよ。そこで「こういう内容だ」って一生懸命説明するわけ。でも分からないものは分からないらしいんですよ。

このように聞くと、自身の考えを伝えるには対面で話すのが一番良いのだろうと思ったのだが、そう問うと、彼はそうではないと言う。その理由として以下のように述べた。

相手の感情に左右されやすいので圧迫感持って言われちゃうと、テンパっちゃうんだよね。落ち着いて伝えたいわけだね。そうすると文章化したほうが楽なんですよ。相手の声のトーンとか表情とかに影響されずに、自分の言葉だけ作ることだけに専念できる。

それではどのようにコミュニケーションをするのが一番いいのかというと、メールを使うのが良いと言う。メールだと自分が書いて送った文が手元に残るので、後で読み返したりすると何を考えていたか分かりやすいそうだ。文章化が苦手でありながら、メールでは割とうまく伝えられると言う。

おそらく文章化が苦手なのはLDの傾向だと思うが、相手の感情に左右されやすいというのはASDの傾向が影響しているのかもしれない。少なくとも私たちはアウトプットされた言葉からしか本人の意図を理解することができない。彼の文章の内容がよく分からなかったり、彼が対面で話した際に圧迫感などによってうまく話せなかったりしたとしても、アウトプットされた言葉を受け取るしかない。このような困難があるのならば、それを説明されたとしても、アウトプットされた内容を信じるしかない。ここでは本人の望むコミュニケーションの方法を用いていくことが必要とされるのだろう。

声のボリュームの調整ができない

宮澤さんはどのような状況でも声のボリュームを落とすことができず、人より大きな声で話してしまうそうだ。それに関して、彼女は詳しく以下のように述べた。

声のボリュームが調整できないので、大きい声で喋ってしまって、いかにも周りにいる人に

は（その人に話しかけているわけではないのに）、自分が話しかけられているように感じるみたいなんですね。内緒話とかがすぐできなかつたり、自分では小さい声で喋っているつもりが周りには大きく聞こえていたりとか。

確かにインタビューの際も、宮澤さんの声は人より大きいなと感じた。ただ、特に声を抑えなければいけないような状況ではなかったため、そこまで私は気にはならなかった。しかし、例えば電車内では少し声を抑えめにするなどというように、基本的にはその場に合わせ、声のボリュームの調整をするのが良いとされている。確かに声のボリュームを調整できないと周囲を困惑させてしまうことがあるだろう。

発声に関しては、綾屋も困難があるという。綾屋は、「なぜ人びとは『その場にちょうどいい発声』をやすやすと決定し、話をするのできるのだろうか。私の場合は、『どのくらいの声量で？』『どんな声質で？』『声の高さは？』『しゃべり方は？』『どのようなイントネーションで？』『どのタイミングで？』『呼吸との兼ね合いは？』『どんな表情をしながら？』といった大量の決定すべき具体的な項目が毎回立ち現れ、それらの所作をすべて手探りで調整し、『発声』というひとつの行動に結びつけなければならない。これがほんとうに、ため息が出るほど負担なのである」（綾屋・熊谷 2008:143）と述べている。宮澤さんの困難は声量に関する部分のみではあるが、このような綾屋の語りを見てみると、単なる「発声」にも調整に必要な項目が存在し、私たちはそれを無意識にたやすくやっつけているということに驚かされる。私たちが簡単にコントロールしている発声も、そのコントロールに困難を持つ人がいることを認識しなければならない。

意識がそれる・過集中

宮澤さんは「意識がそれる・過集中」という困難が現れてくることがあると言う。それについて以下のように述べている。

何かをやっているときに別のことを思いついてしまうと、そっちのほうに意識がいつて意識がそれてしまい、マルチタスクが問われる場面、たくさん何かをやらなきゃいけない時にその優先順位がつけられないと言うのがある。全部やろうと思っちゃうので。例えば片付けをしなければいけない時っていうのも、色んなものを片付けなきゃいけないじゃないですか。何かをやっているときに、たまたまこっちのものが目に入って、「そうだ、これやらなきゃいけなかったんだっけ」って。それ（目に入ったもの）をやっているうちに、こっち（元からやっていたもの）を忘れていたりとか、そういうことがあるので。

宮澤さんはこのように思いついたことに次々と意識が移ってしまい、当初の目的を忘れてしまうと言う。またそれとは逆のように見えるが、何かをやり始めると疲れていることに気付かず、そればかりやり続ける傾向もあるそうだ。この困難に関して、綾屋は似た

ような経験を片付けの場面を例に挙げて語っている。それについて、「散らかった部屋の物たちは『私をあっちにしまってね』『私とあれをまとめてね』と言うかのごとく、次から次へと目に飛び込んでくるのである。(中略) しかも『疲れている』という身体の自己紹介がまとめあがりにくいいため、『休む』という行動になかなか結びつけることができない。まるで『止まれ』というブレーキが壊れたかのようだ」(綾屋・熊谷 2008:52)と述べる。この綾屋の発言を見てみると、目に入ったものに次々と意識がそれてしまうことも、疲れていることに気付かずに作業を続けてしまうことも、同じ特性が影響しているように思われる。それは、「どの作業をするかという選択肢」・「疲れ具合によって作業を中断するという選択肢」という、物事を選択肢をうまく整理できず決められないということだ。このようなことに関しても私たちは、意識せずに、難なく多くの選択肢の中から適当なものを選んでいくことに気付かされる。

2. 3 発達障害当事者が望む「配慮」

次に、当事者の障害による困難において、どのような配慮を望むかを質問した。その回答について紹介し、分析していく。

4人の話を聞いていくと、いわゆる支援のハウツーの枠に当てはまるような配慮を求めていたり、そもそも配慮を求めていなかったり、さらに、ハウツー的ではない相手からの働きかけを求めていたりと様々な意見を持っていることに気付かされた。ここではこれに従い、<ハウツー的配慮>・<不要な配慮>・<寄り添う配慮>の3つに分けて取り上げていく。

2. 3. 1 ハウツー的配慮

まず、発達障害者への支援のハウツーに当てはまるような配慮を挙げたのは大関さんであった。彼は「言葉の意味をそのまま受け取ってしまう」という困難に関して、自分でノートにメモをしてどんどん書き溜め、パターン化して覚えることで現在ではほとんど対応することができているようだ。しかし現在でも、以下のような配慮があればスムーズに理解できるので嬉しいと言う。

基本的に意味とかは分かるようになったので、今ではそんなにコミュニケーションで困る事はないんですね。だけど5W1Hってやつ(=When<いつ>・Where<どこで>・Who<誰が>・What<何を>・Why<なぜ>・How<どのように>)という情報の6つの要素のこととか、主語をきちんと言ってもらえるとありがたいかなって。例えばその場にいる僕以外の人たちっていうのは何について言っているのか分かっていると思うんですけど、そこはやっぱり理解できないっていうか。その主語は何なのか分からなくなるとか。

今回インタビューで大関さんと話す際に気を付けた方が良い点として、「曖昧な表現は分かりにくい」ことがあると事前に聞いていた。しかし少なくとも私と話している 1 時間の間には、言葉の意図が伝わっていないと思うような場面はなかった。特に最初の方は少し気を付けて話していたが、特に違和感を抱かなかったため、途中からはそこまで特別には気を遣わずに話していたように思う。「曖昧な表現が分かりにくい」・「言葉の意味をそのまま受け取ってしまう」という特性はあるにせよ、その個々のもつ障害の度合いや経験による改善で、その困難がどのくらい表出するのはやはり違う。

大関さんの場合は、パターン化という工夫によって、現在はそこまでコミュニケーションにおいて困ってはいない。だから、言葉の意味をそのまま受け取ってしまわないように、「黒板の『文字を』『黒板消しを使って』消しといて」と、こちら側が身構えて、いかにもな言葉遣いをする必要はあまりないようだ。かといって、完全に健常者の感覚で話されると、たまに文脈を理解できない時があるので、5W1H や主語をはっきり言ってくれれば嬉しいとのことだった。彼が挙げた配慮は、「曖昧な表現は分かりにくい」当事者に対する支援の方法としてよく見受けられるものだ。そしてそれが本人にとって効果的であることが確かだと分かる。しかし、困難の度合いは人によっても、現在の状況によっても変わっていくものなので、そのハウツーを鵜呑みにしてなんでもかんでもそれに従う必要はない。大体どこまでのことはできて、こういうことはあったら嬉しいということを確認していくことで、大関さんの負担も、周囲の負担も少なく済むのだろう。

2. 3. 2 不要な配慮

A さんに、彼の持つ「暗黙のルールが分からない」・「物忘れが多い」・「文章を書く時に意味が分からないものになってしまう」という困難に対して望む配慮を聞いたところ、そもそもそのような関わり自体を望んでいないと言う。なぜそのように思うかを以下のように述べた。

基本自由にさせてほしいんだけどね。色々言ってほしくないですよ。色々言われても正直分かんないので。分かんないものは分かんないとしか言えない。

変にこっちの気持ちを読み取って配慮してもらって言うのが疲れる。それが苦手なんですよ。

A さんは自分に対する「配慮」といって特別に関わられること自体が負担なようだ。前節で取り上げたように、「暗黙のルールが分からない」ことに関して、分からせようと説明されたところで、根本のところは理解できないためあまり意味がないと言う。こちら側が無理に適応させようとアプローチすることは、結局結果が出ないとお互い疲弊するだけなのだろう。

反して大関さんは、以下のように、同じように「分からない」時でも、周りから指摘されたら参考にできるので嬉しいと語っている。

1人の力ではどうにもできないっていうのはありましたから。やっぱり客観的に見てくださる人たちって必要で。人って誰しもそうだけど何かをやっていたりとか、自分の傾向って分かんなかったりするんですよね。そういう時にやっぱり周りの指摘とか、自分で見ているのと客観的に見るのとでは違っていたりすると、それを参考にしますよね。

この2人の考え方から、当然のことだが、人によって感じ方が違うのだということを実感した。もしかしたら、大関さんは、ある程度説明されたら理解ができるから「参考にできる」ということがあるのかもしれない。とはいえ、多数派とどれくらい関わっていくかというスタンスや、本人のそもそもの性格の違いが影響しているところが大きいのだろう。

「配慮」は「おせっかい」であってはならず、本人の意向に沿ったものでなければ意味がない。Aさんにとっては「自由にさせる」・放っておくことがかえって適切な「配慮」なのかもしれない。

また、宮澤さんは「その場に合わない言動をしてしまう」ことや、「声のボリュームを調整できない」で大きな声で話してしまったりすることについては、どちらもあまり問題視していないと言う。

声が大きいいことに関しては、それに対してあんまり直そうと思ってないですよ。「声がでかいのが私です」って言うアピールになっているので対処していません。「いいよ、このままでいい」って。あと言っちゃいけないことを言うてしまうっていうのは、そういう私は別に嫌いじゃないんですよ。言っちゃいけないというか、言うべきじゃないかもしれないんだけど、それは事実なので。「普通言わないよね、っていうことを言うのが私です」っていう。

このように彼女は自分の困難を欠点として捉えず、自分の個性・アピールポイントとして捉えている。だから配慮という配慮は必要としていないのだろう。

そして、「片付けができない」・「遅刻癖」・「物忘れが多い」という困難を持つ加茂谷さんも、特に配慮は必要ないかもしれないと言っている。家の片付けに関しては、自分ではできないことから、既に自立支援の制度でヘルパーを利用していると言う。また、「遅刻癖」や「物忘れが多い」ことに関しては、スマートフォンに予定をメモしたり、アラームなどを使ったりするなどの工夫をしている。そこに関しては、「できない」にしても工夫をすることで、ある程度自身での対処が可能であると述べている。

ただ、加茂谷さんは自身の母親との関わりにおいて配慮を感じ、嬉しかった場面を次に挙げている。

うちの母が今はすごく理解をしてくれていて。一緒に住んではいないですけど。たまに家に来たときに「あなたは普通の人と違ってすぐ『分かんない、あれがない』とかって言うでしょ、だからこれはここに、こういう風に、見えるように置いといたからね」って説明してくれて。私の特性を分かってくれて。例えば冷蔵庫の中のここに私が何かを置いておいた時に、次開けたときに1段ずれているだけで「あれ、ない！」ってなることがあるから。そういう配慮は助かりますね。

このように、彼女は配慮を特別必要と思っているわけではないが、周囲の人が理解した上で、声かけをしたり、片付けを手伝ったりと、関わっていくことは本人の助けになるのかもしれない。

一口に「配慮は特に必要ない」と言っても、さらにそこには、そもそも配慮が負担であったり、困難と周りから捉えられている部分も自身のアピールポイントとして考えているがゆえに配慮の対象とっていなかったり、本人の特性を理解した上で手を差し伸べられることは嬉しいと感じていたり、とそれぞれ立場が違うことが分かった。

2. 3. 3 寄り添う配慮

前項では宮澤さんは「その場に合わない言動をしてしまう」ことや「声のボリュームを調整できない」ことに関しては特に配慮は必要ないと述べていた。しかし、「片付けができない」・「物忘れが多い」・「意識がそれる・過集中」という部分に関しては、ハウツーとはまた違う、フラットな立場からの関わりを求めている。それに関してこのように述べている。

とりあえず何も口を出さず見守っていてほしいって言う場合もあるし、本当に困っている時に「こうした方がいいんじゃない？」とか「こういう方法があるよ」とかって言ってほしい時もあるし。それはでも、難しいですよ。え。「ちょっと黙ってて！」ってなっちゃう時もあるかもしれないから。「私が考えているんだから余計なこと言うな！」とか。そうかもしれないけど、「あー、そうか」っていう時もあるから何とも言えないんですけど。こうすればいいんだって思いついた時に手伝ってほしいと言うのは当然あります。一緒にやってほしい。一緒に困ってほしい。「困った、どうしようかね」って一緒に言ってくれるだけで、それだけで次を考えられそうです。「じゃあどうしようか」って一緒に困るとか、考えてほしい。一緒にどうしたらいいか考えてほしいというのはあるかもしれないですね。

彼女の話聞いて、「配慮」が上からの押し付けになってしまう危険性に気付かされた。おそらく彼らは配慮の「対象者」として特別扱いで周囲に見てほしいわけではないだろう。彼女は「一緒に困ってほしい」や、「どういう風にしたらいいと思う？」などと本人に問いかけつつ、一緒に考えていってほしいと述べた。おそらく何もかもに口をはさんだり、こ

ちら側が思う解決策を一方向的に伝えたりするのではなく、同じ立場で寄り添い手助けをすることが必要なのだろう。「障害者への配慮」と固く考えてしまうから、「配慮」という言葉が仰々しく聞こえてしまうかもしれないが、そもそも「配慮」は私たち自身にとっても、障害者・健常者関係なく当たり前の人付き合いの中で必要が生じてくるものだ。もし私が困っている時に、配慮を「してあげる」という態度で関わられたとしたら不快に思ってしまうだろう。それはもちろん障害による困難を抱えている人でも同様だ。私たちはフラットな関係の中で、身構えた「障害者への配慮」ではなく自然な関わりから生まれる「配慮」を行うべきなのだ。

2. 4 発達障害当事者との「対話」の必要性

当事者との「対話」により、彼らの障害による困難を聞いていく中で、私たちにイメージができなかったものの姿に少しではあるが触れることができた。「暗黙のルールが分からない」という困難（2節2項）について、そのような障害の特性を知っていたとしても、私たちの多くは「暗黙のルールが分からない」という状態が「分からない」。私たちもうまく「空気が読めなかった」なんてことは日常生活で起こったりもするが、それをそのまま応用して考えることができるとも限らない。実際当事者の話を聞いてみると、省略された言葉の持つ意味が分からないというような困難もあれば、その場に合わない言動をしてしまうという困難もある。私たちが言う「空気の読めなかった」経験は、説明されれば、また自身で振り返れば、その空気の意味が分かりそうなことが多いように思う。しかし、説明されても結局分からないから意味がないと言う当事者もいる。この感覚にはやはり障害による大きな差が存在する。私たちの感覚で想像してはダメなのだ。

「管理ができない」という困難（2節3項）・その他の困難（2節4項）においても、当事者の困難が私たちのイメージを超えていることが分かる。私たちは「管理」を当然すべきマナーとして捉えている。そのマナーは努力すれば誰でも守れるものだという前提があり、それができない者は怠慢であると考えてしまう。さらに、文章化や発声、作業の順序決めなど、私たちが難なくできていることにも困難を感じる人がいる。これらの困難はそのできなさに共感することが難しい。

しかし、当事者との「対話」をしていき、その独自の困難を知っていく中で、私たちは私たち自身のあり方を見つめ直す機会に出会う。例えば「暗黙のルールが分からない」という困難を知ることで、暗黙のルールを守らなければならないということ自体の問題を考える。そもそも暗黙のルールが分からないことが悪いわけではなく、そのルールを守らなければいけない私たちのあり方が不自然なものであるかもしれないと疑うことができる。「管理ができない」という困難やその他の困難においても、私たちは自分のできることを当然誰もがができるものだと考え、そのレベルを全員に求めてしまっていることに気付く。当事者との「対話」により、私たちのイメージを超える一人一人の困難について聞くこと

で、私たちは枠組みを利用するだけの思考停止状態から抜け出し、彼らの困難の理解を自分自身の問題として捉えることができる。

さらに、障害による困難に対しての彼ら自身が望む配慮に関して聞く中で、同じような困難であっても望む配慮の形は人によって違うことが分かった。例えば「暗黙のルールが分からない」という困難を持つ人の中でも、ハウツーの枠で捉えられるような配慮（3節1項）を望む人もいれば、配慮が不要（3節2項）だと言う人もいる。また、その困難においては不要だとしながら、別の「管理ができない」という困難などにおいては、フラットな立場から寄り添ってくれることを望む（3節3項）と語った人もいる。

ここにおいて、ハウツーの枠で捉えられるような配慮は、そのままハウツーを利用して対処していくことが可能であって、「対話」による調整の必要性が薄く感じられるかもしれない。しかし、詳細に聞いていくと、本人の経験による改善で、いかにもな配慮をする必要がない場合もあるようだ。このように、一人一人の障害の度合いや、同じ人でも場面や時間の経過によって、必要な配慮は変わってくる。そして、一見配慮が必要なように見える困難を抱える人でも、自己での対処が可能だったり、そもそも問題として捉えていなかったり、配慮を負担だと感じたり、という理由で配慮を不要としている人もいる。さらに、身構えた「配慮」という形ではなく、一緒に悩んで寄り添っていくという自然な関わりを持っていくことを望む人もいる。

「〇〇という特性には△△という配慮が必要だ」と決めつけることなく、どのような配慮を望むのかをまず聞かない限り、決めつけの配慮は本人の負担になりかねない。個人の状況や考え方によって、望む配慮の形は違うからだ。さらに聞き出した「望む配慮」に関して詳しく、「どの程度必要なのか」、「どのような理由で必要（・不要）だと思っているのか」を聞いていかなければ、彼らが望んでいると聞いた配慮をしたとしても、過剰・不足したものになってしまう。

当事者との「対話」により、まず彼らの困難がどのようなものなのか、その状況や感覚を聞いていくことで、先入観を取り除いた理解をしていく。そして、その困難の理解をしたからと言って、行うべき「配慮」を自分のみで判断するのはいけない。当事者に望む配慮の形を、程度や理由も含め聞いていく必要がある。このような「対話」の段階を踏んでいくことで、一人一人のニーズに応じた「配慮」を、発達障害者と私たちが＜共に＞考えていくことができるはずだ。

3. 発達障害者の困難を取り除く＜私たち＞の合理的配慮

3. 1 発達障害者への「配慮」と＜私たち＞

前章までで、発達障害者への合理的配慮をするにあたって、なぜ当事者との「対話」が

必要なのかを考えてきた。しかしこう考えていくと、「発達障害者に配慮をすることが必要で、それには『対話』をして本当に必要な配慮を考えていかねばならない、というのは分かるが、そこまでして配慮をするのは、健常者である私たちにとってメリットがなく負担だ」と思う人もいるだろう。確かに健常者同士の当たり前の関わりよりも、それは負担に感じられることがあるかもしれない。だが、本当に私たちにとって発達障害者に配慮をすることはメリットがないのだろうか。

そもそも「配慮」をしなければならない<私たち>とは誰か。1章で、合理的配慮の提供は事業主・行政機関に義務があり、事業主による合理的配慮の実際の遂行には「同じ職場で働く者」が関わることになる」と述べた。この「同じ職場で働く者」は、決して事業主というような特別な存在ではなく、偶然そこに居合わせた「普通の」健常者である。つまり、<私たち>とは、特別な義務を課せられた誰かではなく、合理的配慮が必要となる場面に居合わせた「普通の」健常者のことだ。ある場において、合理的配慮を要請された時、今までそんなことに関係がないと思っていた私たちは、必要な配慮をするべき<私たち>になる。合理的配慮の必要は潜在的にどこにでも存在しており、私たちは「配慮」について考えるべき<私たち>であることを自覚しなければならない。

そのように「配慮」を自分の問題として考えた時に、先ほど挙げた、<私たち>にとって「配慮」をすることのメリットはあるのかという疑問が浮上してくる。これに関して、まず一つ私たちのメリットとして、ある種の罪悪感から解放されることが挙げられると思う。例えば、思い返すと学校のクラスに一人くらいは、うまくコミュニケーションを取れずに浮いていた人がいたのではないだろうか。その人が、まだ障害をもっていることに気付かれていない・あるいは障害を開示していない発達障害者であったとする。多くの人は、その人にわざわざ関わりたくないと思いながらも、同じ空間にいる限り、ある罪悪感をもってしまふかもしれない。いじめることはしないまでも、関わることを避けて仲間外れにしている、自分はそんな嫌な人間であるという罪悪感。同じ空間に居合わせた時、その人との関わりを避けて見て見ぬふりをするのは<私たち>に暗く重たい感情をもたらす。それから解放されるには関わりを絶たずに、やはり「配慮」をすることしかないのである。何らかの困難によって、うまくいっていない状態にある人への「配慮」をすることは、その人の助けになるだけでなく、周りにいる<私たち>に安心をもたらす。

しかし、そのように「配慮」といってその人に関わっていくことは、結局負担であることには変わりないのではないかと思われるかもしれない。しかし1章で触れた、合理的配慮が事業主の「過重負担を伴わない範囲」で行われるべきだというのは、<私たち>の「配慮」にも当然当てはまると思う。過重負担を伴う程の「配慮」はもはや「配慮」ではなく、「思いやり」の押し付け・承認欲求の満足・優しさの顕示になりかねない。<私たち>は自己の罪悪感から逃れられ、そして過重負担にならない範囲で、相手の望む「配慮」を「対話」をもって探っていけばいいのである。こちら側が負担なくできることと、相手が望む「配慮」をすり合わせていくことも「対話」の目的だからだ。

また、他にも<私たち>が「配慮」をすることのメリットはあると思う。それは発達障害者との「対話」を通して、本人の困難や「配慮」のあり方を知っていくことで、<私たち>それぞれの困難について見つめ直す機会になるということだ。

2章での当事者へのインタビューを見ていく中で、彼らの困難は枠組みで捉えることはできず、簡単に自分が理解のできる範囲で想像してはならないと述べた。これは健常者にはない、発達障害者の困難のみに当てはまることかと言ったら、そうではないはずだ。そもそも<私たち>それぞれの困難も枠組みに当てはまるものではなく、一見共感しうるように見える困難もそれぞれの異なる背景で生じてくるものだ。自分の悩みに対して、特に自分のことを考えないで「そういうことって誰にでもあるよね」と言われたら誰でも不快に思うだろう。

発達障害者の困難は、社会に蔓延した、目に見えない、そして息苦しい固定観念によって生まれていることが多い。例えば「暗黙のルールが分からない」や「管理ができない」という彼らの困難を知ることで、<私たち>は「暗黙のルールを守らなければならない」・「管理をしなければならない」という考えに縛られていることに気付く。そしてその固定観念によって、知らず知らずのうちに<私たち>も苦しめられていたりする。場の空気を壊さないように本音を言わずに自分を押し殺す、時間を守るのが苦手で遅刻をただけで怠惰な人間だと扱われる、そんな困難を<私たち>も日常の中で感じていることを発見する。

そして彼らと「対話」をし、困難への「配慮」を考えていくことで、そのような自らの困難の解消へのヒントを得ることができるだろう。「管理」が苦手なのは怠惰という問題ではなく、本当にできない人もいると知るだけで気持ちが楽になる人もいるかもしれない。「暗黙のルール」を守ることを拒むという選択肢や、自らの困難をアピールポイントとして捉えるという考え方が存在すると知ることで、<私たち>も固定観念から離れ、困難を見直すことができるかもしれない。

また、彼らへの「配慮」をしていく中で、<私たち>は自らが受けてきた・受けている他者からの「配慮」に気付く。「配慮」は障害者だけに行うものではなく、<私たち>にも当然行われるものである。自分が困っている時に誰かが手を差し伸べてくれた経験を思い返し、自らが受けた「配慮」を実感として捉える。そしてその「配慮」のありがたさを再確認した上で、その方法やそれによって自身がどう感じたかを参考にすることで、より良い「配慮」のあり方を考え、還元することができるはずだ。

このように発達障害者へ「配慮」をすることは、一見<私たち>にとって負担なように見えるが、<私たち>に安心や、自身の困難の解消へのヒントをもたらす。そして、自らが今までに受けてきた「配慮」に気付き、振り返るきっかけともなるのだ。

3. 2 発達障害者の困難を取り除く<私たち>の合理的配慮

発達障害者への合理的配慮をするにあたって必要なのは、事業主などの提供義務者の努力だけではなく、＜私たち＞が「配慮」をしていくことであると述べた。配慮をする際には、発達障害の特性とその対処法を学ぶだけでは、当事者の意図を置き去りにして押し付けの「配慮」になってしまう。当事者の困難には、一つの特性としてくくられてしまうようなものでも、人により様々な度合いや背景がある。さらに、彼らがどのような配慮を望んでいるかも人により様々であり、自身の困難の捉え方や性格の違いなどによって千差万別だ。それらをしっかり理解した上でないと、行った「配慮」も当事者にとって負担になることがある。それぞれの当事者に合った配慮のあり方を知るために「対話」をしていかなければならない。

そして、＜私たち＞は発達障害者と全く関係のない存在ではない。「配慮」をしなければならない、と言うと、自分たちの負担ばかりでメリットがないように思える。しかしその負担こそ「対話」の中でなくしていくものである。そして、＜私たち＞は発達障害者への「配慮」の関わりの中で、健常者の世界では得られなかったものを見つけるはずだ。

＜私たち＞の「配慮」は、必ず合理的配慮の提供義務の生ずる場面で必要になってくる。困難を抱える発達障害者が社会生活に障壁を感じずに過ごすためには、＜私たち＞の「配慮」への前向きな姿勢が欠かせない。合理的配慮は、提供義務者が最初に対策となる装置を配置し、それを＜私たち＞が「配慮」として遂行するだけで終わるものではない。初めの段階でそれが作用して当事者のある困難の解消に役立ったとしても、困難の様相は変化し、さらに違う困難が表出してくることもあるだろう。そして、その新たな困難の現れる場面に立ち会うのは＜私たち＞である。＜私たち＞は最初の「配慮」への理解の段階だけでなく、新たな困難への「配慮」のために常に「対話」の姿勢を持ち続けなければならない。そのような継続的な「対話」を通じた＜私たち＞の「配慮」の関わりが、発達障害者一人一人の困難に向き合い、その困難を取り除く合理的配慮になるだろう。

おわりに

本論文では、先行研究や発達障害当事者へのインタビュー調査から、発達障害者への合理的配慮はどのようになされるべきかを考えていった。その結果、発達障害者への合理的配慮に必要なのは、当事者との「対話」を通じた＜私たち＞の「配慮」の関わりであると分かった。

今回インタビュー調査として、発達障害当事者 4 人に話を伺ったことは、私にとって発達障害者との初の「対話」であったように思う。どのような困難があるのか、どのような配慮を望むのかを聞くことは、私にとってとても新鮮で刺激的な体験となった。例えば、私たちは困っている人を見かけても、「どう困っているのか」・「どう手助けすればよいか」と聞くことをなぜかためらって、結局見て見ぬふりをしてしまうことがある。「聞いてみる」

ということは簡単なようで意外と難しい。インタビューという場ではあったが、一人の人と向き合って相手がどう思っているのか「聞いてみる」という体験は、相手が障害者・健常者かどうか関係なく、今までの人生でほとんどなかったような気もする。今回の体験から得られたものは多い。発達障害者の困難や望む配慮について知ることができただけではない。友人が困っていたあの時、こんな風にちゃんと聞いてみればよかったのか…と、今までの私自身の「配慮」の姿勢を見直す機会ともなったのである。様々な面で「対話」の重要性を身に染みて感じたのだ。

そしてまた、本論文における残された課題もこの「対話」の中で発見することとなった。今回のインタビューの4人は自身の困難の経験やそれに対する考え方などを語ることに慣れている印象を受けたし、実際そうなのであろうと思う。しかし、自身の困難は障害によるものだと認めた上で、「〇〇という困難であり、△△という配慮がほしい」と言葉で表現することは、おそらく難しい。特に発達障害者で、自分の障害をうまく受け止められていない人は、その困難を自分のせいだと胸に抱えている人も多い。また、表現はできたとしても、その困難をまだ自分の中でうまく消化できず、語るのを辛く感じたりすることもあるだろう。「対話」において自身の困難を「語る」こともある程度の経験値が必要で、そこには障害受容の問題も絡んでいる。私たちが「配慮」のための「対話」と働きかけても、当事者側が「対話」可能な状態にない、という可能性がある。ここにおいて、ただ周囲に居合わせただけの普通の健常者である<私たち>の「配慮」の限界がある。やはり、当事者が困難を「語る」ための土台作りには、専門家の支援が必要であると思う。しかし、彼らの障害受容の過程には<私たち>も関係しているはずだ。この課題についても<私たち>は見過ごさずに考えていく必要がある。

最後に、本論文を執筆するにあたり、インタビューにご協力いただいた、Aさん、大関さん、加茂谷さん、宮澤さんに心からお礼申し上げます。

参考・引用文献

- 綾屋紗月,2013,「当事者研究と自己感」.石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院
- 綾屋紗月・熊谷晋一郎,2008,『発達障害当事者研究——ゆっくりていねいにつながりたい』医学書院
- 川島聡・星加良司,2016,「合理的配慮が開く問い」.川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮——対話を開く、対話が拓く』有斐閣
- 厚生労働省『合理的配慮指針』
- <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukoureis-hougaikoyoutaisakubu-shougaishakoyoutaisakuka/0000078976.pdf> (2017.12.21)
- 厚生労働省『障害者差別解消法に基づく基本方針等』
- <http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/02/dl/tp0219-15-05p.pdf> (2017.12.21)
- 内閣府『平成 29 年度版障害者白書』
- http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h29hakusho/gaiyou/h03_01.html (2017.12.21)
- ニキ・リンコ・藤家寛子,2004,『自閉っ子、こういう風にできてます!』花風社
- 湯汲英史,2015,2 章「生活自立のための合理的配慮と支援」4 物理的配慮——構造化とジグの使用・5 環境や雰囲気への配慮,4 章「コミュニケーションへの合理的配慮と支援」1 かかわり方への配慮・2 共感と差異・3 コミュニケーションへの配慮,坂爪一幸・湯汲英史編著『知的障害・発達障害のある人への合理的配慮——自立のためのコミュニケーション支援——』かもがわ出版

